

独立行政法人大学入試センター教員の選考基準に関する規則

〔平成13年4月1日
規則第70号〕

改正 平成16年3月25日規則第11号

改正 平成18年4月1日規則第33号

改正 平成19年3月30日規則第16号

独立行政法人大学入試センター教員の選考基準に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の教授、准教授及び助教の選考の基準は、この規則の定めるところによる。

(教授の選考基準)

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、センターにおける研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学、大学共同利用機関法人又はセンター以外の独立行政法人（以下「大学等」という。）において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 センターにおいて准教授の経歴があり、研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の選考基準)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、センターにおける研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学等において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 センターにおいて助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究上の業績があると認められる者
- 四 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 五 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助教の選考基準)

第4条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、センターにおける研究を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

一 第2条各号又は前条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の独立行政法人大学入試センター教員の選考基準に関する規則第2条第4号及び第5号の規定の適用については、この規則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。